

西日本鉄道株式会社からの  
鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請について（1回目）

1. 日 時

令和7年9月25日（木） 10:30～12:15

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：尾崎旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 磯野、大野、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局から、西日本鉄道株式会社（以下「西鉄」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る申請概要及び会社概要等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 30年ぶりの運賃改定の必要性について、これまでの経営状況、現状の課題を踏まえ、また、輸送人員の推移、営業利益の推移、減価償却費の推移等の数字を含めて、（個別の施策と言うよりも）全体像を次回ご説明いただきたい。
  - ② 輸送人員が減る中で1992年度以降、ワンマン運転の拡大、宮地岳線の廃止、駅運営の効率化など、経営効率化をかなり進めており、2024年度の鉄道事業の営業費は収入ピーク時より9%減っているようだが、収入、営業費、営業利益のこれまでの推移を教えてほしい。
  - ③ コロナ禍中だけでなく、コロナ禍前から設備投資を抑制していたことが車両や変電所の老朽化につながったのではないか。
  - ④ 原価の内訳を見ると、適正コストが大幅に増えており人材確保のための人件費増が大きいのではないかと思うが、人材確保に関するこれまでの努力、採用状況について教えていただきたい。
  - ⑤ 競合路線について、時間、運行本数、運賃を確認したい。また、今回は鉄道他社との比較だけだが、バスについても分かる範囲で比較していただきたい。
  - ⑥ 混雑率が高い貝塚線について、車両を2両から3両に増やすのは現実的に無理（例えば駅ホームの延伸が必須等）なのか。

- ⑦ 男性用トイレ・宿泊施設ばかりに触れられているが、女性の人材確保のためにはどのような対策を進めているのか。
- ⑧ 600形車両は、平均車齢60年とのことだが、いつを目途に、7050形に代替するのか見通しを伺いたい。
- ⑨ 特に貝塚線の沿線開発に関して、どの程度力を入れているのか教えていただきたい。
- ⑩ 他社では様々なデジタル面の取組も進めているが、西日本鉄道ではどうか。また、沿線価値の向上策、需要喚起策についてはどうか。今後の予定も含めて伺いたい。
- ⑪ 人件費・物価上昇の想定をどのように置いているのか詳細を伺いたい。加えて、所管局として、その想定は他社との比較という観点から納得し得る想定なのか。
- ⑫ ATSの更新はいつまでに実施する予定なのか。
- ⑬ 今回の改定後の運賃をJR九州と比較すると、通学定期は安いですが、通勤定期は（これまでも高かったが、さらに）高くなる。利用者離れにつながらないか。等の質問・意見があった。

○ これに対し、鉄道局からは、

- ①～② 整理して次回以降説明する。（10月2日資料P30～36）
- ③ 整理して次回以降説明する。（10月2日資料P30～31、35）
- ④ 整理して次回以降説明する。（10月2日資料P40）
- ⑤ 承知した。時間、運行本数という観点からも示させていただきたい。（10月2日資料P39）  
また、基本的に西鉄と西鉄バスで幹線的な関係で言えば、重複しないように設定がされている。幹線として鉄道があり、二次交通として西鉄バスがあるという棲み分けをし、基本的に重複がないようにしている。
- ⑥ 貝塚線の輸送力増強については、香椎花園前駅に折り返しホームを増設し運行本数を増やすことを予定している。
- ⑦ 女性人材を増やすための施設の改善については、乗務員向けは順次進めているが、保線の関係は行えていないところもある。そのような改善についても、今回の運賃改定を契機として進めていきたいと聞いている。
- ⑧ 貝塚線で使用している車両（600形）の車齢は57年～62年である。2027年辺りまでに、600形は全車廃車し、7050形への代替を順次進めたいと思っている。一方、大牟田線の車両も順次古いものが控えており、5000形が終われば6000形、次は6050形と順次代替していかなければならない。
- ⑨ 確認する。（10月2日資料P38）
- ⑩～⑪ 確認の上、回答する。（10月2日資料P37及びP43）。
- ⑫ ATSは2035年度までに更新する計画である。
- ⑬ 起点駅がJR博多駅と天神駅と少し離れているので棲み分けができています。ま

た、朝夕ラッシュ時間帯の運行頻度は西鉄の方が多く運行しており、非常に競争力があると考えている。  
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。